



税理士
起業支援専門家

むら かみ しん り
村上 心理

21歳で難病により車いす生活になったことをきっかけに税理士の道に。起業支援専門家としてクライアントの80%以上を創業・法人化から支援。

悠々素敵
活き活き
セカンドライフのすすめ
その5

間違った相続対策に「用心」
（相続税対策の失敗例）

2015年1月から税制改正により、相続税がかかる人が大幅に増えました。相続税の増税が盛んにニュースで取り上げられたこともあり、相続に関する相談件数は確実に増えています。書籍やインターネットで勉強され相続税対策を講じる方もいらっしゃるようですが、中には間違った対策をしている方もいます。そこで今回は、相続税対策の失敗例をご紹介します。

【失敗例①】
夫が亡くなる直前に夫婦間で贈与をし、夫名義の預金を妻名義に移した。

相続開始前3年以内に相続人に対しておこなった贈与は、相続税を計算する際、その贈与がなかったものとして、贈与した財産を被相続人の財産とみなします。

つまり、財産を1億円持っている夫が「相続税対策で妻に1000万円贈与しておこう」と贈与をしても、その贈与後3年以内に夫が亡くなった場合、夫の財産は9000万円ではなく、1億円とみなされます。で

すから、亡くなる直前に慌てて相続人に財産を贈与しても、相続税はまったく減少しません。

なお、相続人以外の方（相続等で財産を取得していない「子の配偶者」や「孫」など）にした贈与については、たとえその贈与が相続開始前3年以内であっても、このような持ち戻しはありません。

【失敗例②】
父名義の預金を、子名義の預金にした。

「自分の預金をあらかじめ子ども名義にしておこう」と、父名義の預金を子名義の定期預金などにしていく方もいます。ただ、多額の贈与をすることで子の金銭感覚が狂うという心配や、自分の財産が減ることによる老後の不安などから、父が子に内緒で子名義の預金をし、預金の管理は父がしているというケースも見受けられます。このような預金は名義預金といい、形式的には（名義は）子の預金ですが、実質的には父の預金とみなされ、父の相続の際に相続税の課税対象になります。

贈与は「あげます」「貰います」というお互いの合意があってはじめて成立します。子が貰ったと認識してい

ない預金は、たとえ名義が子になっても贈与が成立していないのです。

預金が実質的に誰のものかは、その預金の原資は何か、その預金の引出・預入などの管理は誰がしていたのか、その預金の届出印は誰の印鑑か、などさまざまなことを総合的に判断しますので、安易に名義を変えただけでは相続税対策になりません。生前贈与をする場合は、きちんと贈与の意志を相手に伝え、贈与した預金は贈与された人が自分で管理・使用するようしましょう。

この他にも、「相続税が安くなる」と聞いて、借金をしてアパートを建てたが、空室が多く借金の返済が苦しくなった」「生命保険に加入しなかったため、非課税枠を使えなかった。もし生命保険の非課税を上手に活用していたら、数百万円相続税が安くなっていた」「父の相続（二次相続）の際、母の相続（二次相続）のことを考慮せず遺産分割したため、二次相続で多額の相続税を払うことになった」など、さまざまな失敗例があります。

相続は金額が大きいですし、相続人間でのトラブルに繋がる可能性もありますので、対策は慎重におこないましょ。